

奈良工業高等専門学校 COC+実施本部規程

平成27年11月12日制定
平成30年 3月27日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）にCOC+実施本部（以下「本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 本部は、本校が実施する文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 本部長補佐（地域創生マインド養成教育プログラム開発担当）
- 四 本部長補佐（地域創生研究担当）
- 五 本部長補佐（キャリア教育・進路開拓担当）
- 六 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 七 校長補佐（研究推進担当）
- 八 一般教科及び専門各学科主任
- 九 産学協働研究センター長
- 十 事務部長
- 十一 総務課長
- 十二 産学交流担当事務職員のうち総務課長が指名する者

(本部長、副本部長及び本部長補佐)

第4条 本部に本部長を置き、校長をもって充てる。

- 2 本部長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 本部に副本部長及び本部長補佐を置き、副本部長は、本部長が指名する。
- 4 本部長補佐は、所掌の業務において副本部長と連携して本部長を補佐する。
- 5 前条第三号に掲げる本部長補佐（地域創生マインド養成教育プログラム開発担当）は、地域創生マインド養成教育プログラム開発委員長をもって充てる。
- 6 前条第四号に掲げる本部長補佐（地域創生研究担当）は、地域創生研究センター長をもって充てる。
- 7 前条第五号に掲げる本部長補佐（キャリア教育・進路開拓担当）は、本部長が指名する。

(本部員以外の出席)

第5条 本部長が必要と認めたときは、部員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 本部に関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月12日から施行する。
- 2 この規程は、附則第一項で定める日から起算して文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」が終了した日にその効力を失う。

附 則

この規程は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。